【参考】禁煙外来を受診するには

禁煙外来を受診するには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

条件に当てはまる方は、健康保険で禁煙外来を受診できる可能性が高いです。
（最終的には医師が判断します。）

当てはまらない方は、自由診療になる可能性があります。
その場合、健保からの補助はありません。（受診することはできます。）

◆禁煙治療で健康保険が適用となる条件◆

下記の「禁煙治療を受けるための条件」4つを満たしていること。
（35歳未満の方は3つ）

条件⑴ ◆ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で5点以上、ニコチン依存症と診断された方

条件⑵ ◆ 【1日の平均喫煙本数】×【これまでの喫煙年数】≧ 200 である。
※35歳未満の方は、当条件は不要です。

条件⑶ ◆ 直ちに禁煙を始めたいと思っている。

条件⑷ ◆ 禁煙治療を受けることについて、医療機関等に文書で同意する。

※過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方は、
前回の禁煙外来受診の初回診療日から1年以上経過して
いる必要があります。

川口工業健康保険組合